

新町議十四氏決まる!!

平成二十二年四月二十五日(日)、町議会議員一般選挙の投票が行われ、十四人の議員が誕生しました。これから四年間、町民の代表として、美波町発展のために活躍される十四氏を紹介します。

(届出順)



さか ぐち すずむ
坂口 進氏
(56歳・伊座利)



かげ やま よし お
影山美雄氏
(65歳・赤松)



きた やま あさ ひこ
北山朝彦氏
(50歳・東由岐)



ます だ くに ひと
舛田邦人氏
(58歳・恵比須浜)



がんりょう たか とし
丸龍孝敏氏
(55歳・奥河内)



え もと のぼる
江本 昇氏
(62歳・恵比須浜)



やま もと まさ お
山本正男氏
(63歳・北河内)



かわ じり たけ ぞう
川尻竹藏氏
(58歳・西の地)



てら した ひろ こ
寺下博子氏
(38歳・木岐)



しん がい えつ ひろ
新開悦博氏
(61歳・西の地)



むこう やま あつ ひろ
向山篤宏氏
(56歳・木岐)



ながも と ぜん じろ う
永本善次郎氏
(73歳・西河内)



えびす の ひろ し
戎野 博氏
(61歳・日和佐浦)



いわ せ いさお
岩瀬 公氏
(56歳・西河内)

「子ども手当」が平成22年4月からはじまりました

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

「子ども手当」ってどんな制度？

- 子どもを養育している方は、**中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万3千円**(平成22年度)を受給できます。
- 子ども手当は、お住まいの市区町村において、受給資格を認定のうえ、お支払いします。お支払いは、**年3回(6月、10月、2月)**で、前月分までの手当をお支払いします。(原則として口座への振込となります。)
- 子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために有効に用いてください。

「子ども手当」を受給するためには？

- 子ども手当を受給するには、**役場住民福祉課もしくは住民室への申請が必要です。**
*子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方が受給資格者となります。
- 所定の「子ども手当認定請求書」に記載のうえ、**必要な書類を添付して申請してください。**

(必要な書類)

- *厚生年金などのサラリーマンが加入する年金制度に加入しているときは、会社が発行した証明書や健康保険被保険者証の写しなど
- *子ども手当の振込を希望する金融機関の口座番号が確認できる書類(預金通帳の写しなど)

*その他必要な書類は、役場子ども手当担当窓口におたずねください。

- 子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合には、役場住民福祉課へ「子ども手当額改定認定請求書」を提出してください。
- 公務員については、勤務先からお支払い**することとなります。公務員になった場合には、役場住民福祉課へ「子ども手当受給事由消滅届」の提出が必要となります。
*転居によりお住まいの市区町村が変わった場合には、転居先の市区町村へ申請が必要となります。
- 子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、子ども・子育て支援の事業に活かしてほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きもありますので、お問い合わせください。

「児童手当」を受給していましたが、手続きは必要なの？

- 本年3月まで児童手当を受給していた方は、新たな申請手続きは必要ありません。**(ただし、児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と3年生)がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。)
- 平成22年度は子ども手当が支給されるため、原則として児童手当は支給されません。ただし、平成22年6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支払われます。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77-3614